

埼玉県教育委員会安全衛生委員会等の組織及び運営に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 埼玉県教育委員会安全衛生委員会（第4条－第9条）

第3章 埼玉県教育局衛生委員会（第10条－第12条）

第4章 埼玉県立学校等衛生委員会（第13条－第15条）

第5章 埼玉県学校給食調理場安全衛生委員会（第16条－第18条）

第6章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成10年埼玉県教育委員会教育長訓令第1号。以下「規程」という。）第23条第2項及び第24条第3項の規定に基づき、埼玉県教育委員会安全衛生委員会（第4条、第6条、第7条、第9条及び第20条において「教育委員会安全衛生委員会」という。）、衛生委員会及び安全衛生委員会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（衛生委員会の名称等）

第2条 規程第24条第1項の規定により設置される衛生委員会は、本局にあっては埼玉県教育局衛生委員会（第10条から第12条まで及び第20条において「教育局衛生委員会」という。）と、教育事務所等にあっては埼玉県立学校等衛生委員会（第13条から第15条まで及び第20条において「学校等衛生委員会」という。）と称する。

2 規程第24条第1項の教育事務所等は、別表に掲げる所属所（以下「所属所」という。）とする。

（安全衛生委員会の名称）

第3条 規程第24条第2項の規定により学校給食調理場に設置される安全衛生委員会は、埼玉県学校給食調理場安全衛生委員会（第16条から第18条まで及び第20条において「学校給食調理場安全衛生委員会」という。）と称する。

第2章 埼玉県教育委員会安全衛生委員会

（組織）

第4条 教育委員会安全衛生委員会は、委員14名をもって組織する。

2 教育委員会安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。

(1) 教育総務部副部長

(2) 衛生管理者のうちから教育長が指名する者

(3) 安全又は衛生に関連を有する職にある者のうち次に掲げる者

イ 教育総務部総務課長

ロ 教育総務部財務課長

ハ 県立学校部県立学校人事課長

ニ 市町村支援部小中学校人事課長

ホ 教育総務部福利課長

(4) 健康管理医のうちから教育長が指名する者

(5) 教職員で安全衛生に関し経験又は関連を有するもののうちから教育長が指名する者

- 3 前項第2号及び第4号の委員はそれぞれ1名とし、同項第5号の委員は6名とする。
- 4 第2項第1号及び第3号の委員の間で兼務がある場合は、第1項の規定に関わらず、14名から当該兼務者数を減じた人数を、委員の人数とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第6条 教育委員会安全衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、統括安全衛生管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関すること。

(会議)

第7条 教育委員会安全衛生委員会の会議は、教育総務部副部長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 議長は、委員の3分の1以上から要求があった場合は、速やかに会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開催することができない。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めることができる。
- 6 議長は、次に掲げる事項を様式第1号の委員会開催記録表に記録し、これを3年間保存しなければならない。

- 一 会議における意見及びその意見を踏まえて講じた措置の内容
- 二 前号に掲げるもののほか、会議における議事で重要なもの
- 三 健康管理医から教職員の健康管理等について勧告を受けたときは、その勧告の内容及びその勧告を踏まえて講じた措置の内容又は講じようとする措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)

(報告)

第8条 議長は、前条第6項の委員会開催記録表を作成したときは、速やかにその写しを統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 教育委員会安全衛生委員会の庶務は、教育総務部福利課において処理する。

第3章 埼玉県教育局衛生委員会

(組織)

第10条 教育局衛生委員会は、委員7名をもって組織する。

2 教育局衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 教育総務部副部長
- (2) 衛生管理者のうちから教育長が指名する者
- (3) 教育総務部総務課長
- (4) 健康管理医のうちから教育長が指名する者

(5) 本局に勤務する教職員で衛生に関し経験又は関連を有するもののうちから教育長が指名する者

3 前項第2号及び第4号の委員はそれぞれ1名とし、同項第5号の委員は3名とする。

4 第2項第1号及び第3号の委員の間で兼務がある場合は、第1項の規定に関わらず、7名から当該兼務者数を減じた人数を、委員の人数とする。

(所掌事項)

第11条 教育局衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、統括安全衛生管理者に意見を述べるものとする。

(1) 本局に勤務する教職員（以下「本局職員」という。）の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 本局職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 本局職員の公務災害の原因及び再発防止対策で衛生に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、本局職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関すること。

(準用)

第12条 第5条及び第7条から第9条までの規定は、教育局衛生委員会について準用する。

第4章 埼玉県立学校等衛生委員会

(組織)

第13条 学校等衛生委員会は、委員5名をもって組織する。

2 学校等衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。

(1) 所属所の長（以下「所属長」という。）以外の者で当該所属所においてその事業の実施を統括管理するもののうちから所属長が指名する者

(2) 衛生管理者（衛生管理者が2人以上いる所属所にあつては所属長が指名する者）

(3) 健康管理医

(4) 当該所属所に勤務する教職員で衛生に関し経験又は関連を有するもののうちから所属長が指名する者

3 前項第1号及び第2号の委員はそれぞれ1名とし、同項第4号の委員は2名とする。

(所掌事項)

第14条 学校等衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、所属長に意見を述べるものとする。

(1) 当該所属所に勤務する教職員（以下「所属職員」という。）の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 所属職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 所属職員の公務災害の原因及び再発防止対策で衛生に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、所属職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関すること。

(準用等)

第15条 第5条及び第7条から第9条までの規定は、学校等衛生委員会について準用する。

この場合において、第7条第1項中「教育総務部副部長」とあるのは「第13条第2項第1号の委員」と、第9条中「教育総務部福利課」とあるのは「当該委員会を置く所属所」と読み替えるものとする。

第5章 埼玉県学校給食調理場安全衛生委員会

(組織)

第16条 学校給食調理場安全衛生委員会は、委員9名をもって組織する。

2 学校給食調理場安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 教育総務部副部長
- (2) 安全管理者のうちから教育長が指名する者
- (3) 衛生管理者のうちから教育長が指名する者
- (4) 教育総務部福利課長
- (5) 健康管理医のうちから教育長が指名する者
- (6) 学校給食調理場に勤務する教職員で安全衛生に関し経験又は関連を有するものうちから教育長が指名する者

3 前項第5号の委員は1名とし、同項第6号の委員は4名とする。

(所掌事項)

第17条 学校給食調理場安全衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、統括安全衛生管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 学校給食調理場に勤務する教職員（以下「調理場職員」という。）の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 調理場職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 調理場職員の公務災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調理場職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関すること。

(準用等)

第18条 第5条及び第7条から第9条までの規定は、学校給食調理場安全衛生委員会について準用する。

第6章 雑則

(書類の経由)

第19条 第15条において準用する第8条の規定による報告は、規程第2条第6号に掲げる人事主管課を経由して行うものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、教育委員会安全衛生委員会、教育局衛生委員会、学校等衛生委員会及び学校給食調理場安全衛生委員会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

所属名	所属名	所属名	所属名
上尾かしの木特別支援学校	深谷はばたき特別支援学校	浦和第一女子高等学校	川越女子高等学校
上尾特別支援学校	本庄特別支援学校	浦和西高等学校	川越総合高等学校
人間わかくさ高等特別支援学校	三郷特別支援学校	浦和東高等学校	川越西高等学校
岩槻はるかぜ特別支援学校	宮代特別支援学校	大宮高等学校	川越初雁高等学校
浦和特別支援学校	毛呂山特別支援学校	大宮工業高等学校	川越南高等学校
大宮北特別支援学校	和光特別支援学校	大宮光陵高等学校	北本高等学校
春日部特別支援学校	和光南特別支援学校	大宮商業高等学校	久喜高等学校
川口特別支援学校	塙保己一学園	大宮中央高等学校	久喜工業高等学校
川越特別支援学校	大宮ろう学園	大宮東高等学校	久喜北陽高等学校
川島ひばりが丘特別支援学校	坂戸ろう学園	大宮南高等学校	熊谷高等学校
騎西特別支援学校	羽生ふじ高等学園	大宮武蔵野高等学校	熊谷工業高等学校
行田特別支援学校	上尾高等学校	小鹿野高等学校	熊谷商業高等学校
久喜特別支援学校	上尾鷹の台高等学校	小川高等学校	熊谷女子高等学校
熊谷特別支援学校	上尾橘高等学校	桶川高等学校	熊谷西高等学校
けやき特別支援学校	上尾南高等学校	桶川西高等学校	熊谷農業高等学校
越谷特別支援学校	朝霞高等学校	越生高等学校	栗橋北彩高等学校
越谷西特別支援学校	朝霞西高等学校	春日部高等学校	芸術総合高等学校
さいたま桜高等学園	いづみ高等学校	春日部工業高等学校	鴻巣高等学校
狭山特別支援学校	伊奈学園総合高等学校	春日部女子高等学校	鴻巣女子高等学校
草加かがやき特別支援学校	人間向陽高等学校	春日部東高等学校	越ヶ谷高等学校
秩父特別支援学校	岩槻高等学校	川口高等学校	越谷北高等学校
所沢特別支援学校	岩槻商業高等学校	川口北高等学校	越谷総合技術高等学校
所沢おおぞら特別支援	岩槻北陵高等学校	川口工業高等学校	越谷西高等学校
戸田かいはし高等特別支援学校	浦和高等学校	川口青陵高等学校	越谷東高等学校
蓮田特別支援学校	浦和北高等学校	川口東高等学校	越谷南高等学校
東松山特別支援学校	浦和工業高等学校	川越高等学校	児玉高等学校
日高特別支援学校	浦和商業高等学校	川越工業高等学校	坂戸高等学校

別表(第2条関係)

所属名	所属名	所属名	所属名
坂戸西高等学校	秩父農工科学高等学校	羽生高等学校	三郷工業技術高等学校
幸手桜高等学校	鶴ヶ島清風高等学校	羽生実業高等学校	皆野高等学校
狭山経済高等学校	常盤高等学校	羽生第一高等学校	宮代高等学校
狭山工業高等学校	所沢高等学校	飯能高等学校	妻沼高等学校
狭山清陵高等学校	所沢北高等学校	日高高等学校	八潮高等学校
狭山緑陽高等学校	所沢商業高等学校	深谷高等学校	八潮南高等学校
志木高等学校	所沢中央高等学校	深谷商業高等学校	吉川美南高等学校
庄和高等学校	所沢西高等学校	深谷第一高等学校	与野高等学校
白岡高等学校	戸田翔陽高等学校	吹上秋桜高等学校	寄居城北高等学校
進修館高等学校	豊岡高等学校	富士見高等学校	和光高等学校
杉戸高等学校	滑川総合高等学校	ふじみ野高等学校	和光国際高等学校
杉戸農業高等学校	南稜高等学校	不動岡高等学校	鷺宮高等学校
誠和福祉高等学校	新座高等学校	本庄高等学校	蕨高等学校
草加高等学校	新座総合技術高等学校	松伏高等学校	総合教育センター
草加西高等学校	新座柳瀬高等学校	松山高等学校	熊谷図書館
草加東高等学校	蓮田松韻高等学校	松山女子高等学校	
草加南高等学校	鳩ヶ谷高等学校	三郷高等学校	
秩父高等学校	鳩山高等学校	三郷北高等学校	

様式第1号 (第7条関係)

委員会開催記録表

委員会名	(事業所名：)		
開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分		
開催場所 委員総数	名		
出席委員			
欠席委員			
議 題			
議 事			
会議における意見及びその意見を踏まえて講じた措置の内容			
健康管理医による勧告の内容及び勧告を踏まえて講じた措置の内容又は講じようとする措置の内容 (措置を講じない場合は、その旨及び理由)			